

地理空間情報活用推進に関する実態調査

実施期間 平成 20 年度
企画部地理空間情報企画室 南雲 吉久 佐藤 剛
門脇 利広 大木 章一

1. はじめに

平成 19 年 8 月に地理空間情報活用推進基本法（以下、「基本法」という。）が施行され、それに基づき平成 20 年 4 月には地理空間情報活用推進基本計画（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。国土地理院においても、基本計画の主要施策である基盤地図情報の整備を行い、平成 20 年 4 月からは、インターネットによる無償提供を開始している。

基盤地図情報の整備・提供をはじめとした地理空間情報の活用の推進に関する施策を実施していくためには、国と地方公共団体等の連携が必要不可欠である。

そこで本調査では、地理空間情報活用推進について地方公共団体等や民間の企業・団体の地理空間情報の活用推進に関する実態調査を行うとともに、地理空間情報の活用推進について米国、英国、フランス、ドイツ及び欧州連合（EU）における実態調査を行った。

2. 調査内容

本調査では、地方公共団体や民間の企業・団体における地理空間情報活用推進の実態について、アンケート形式による調査を行ったほか、各国及び EU の測量地図作成担当機関等を訪問し、地理空間情報の活用推進に関する聞き取り及び資料収集を行った。

3. 得られた成果

3. 1 地方公共団体における地理空間情報活用推進に関する実態調査

全国の都道府県、市町村及び特別区の計 1,851 団体に対し、地理空間情報活用推進の実態についてアンケート形式による調査を平成 21 年 1 月 9 日から 2 月 24 日まで実施し、対象地方公共団体の 78.6%にあたる 1,454 団体から回答を得ることができた。

調査結果を一部挙げると、70%の地方公共団体は基本法の名称を知っており（図－1）、49%の団体は内容も含めて知っていたことから、法制定から約 1 年半を経て、基本法に対する認知度が向上していることがわかった。また、地理空間情報に付随する著作権等の知的財産権の取扱いに関して、ルールを定めている地方公共団体は 8%にとどまっており、基本計画が定める知的財産権等の取扱いに関する早急なガイドライン策定が必要であることがわかった。

3. 2 民間の企業・団体における地理空間情報活用推進に関する実態調査

地理空間情報を活用してビジネスを展開していく立場にある、g コンテンツ流通推進協議会会員の企業・団体、日本地図調製業協会会員の企業・団体及び（財）日本デジタル道路地図協会の計 121 社・団体に対し、地理空間情報活用推進の実態についてアンケート形式による調査を平成 20 年 12 月 4 日から 1 月 30 日まで実施し、対象企業・団体の 50.4%に該当する 60 社・団体から回答が得ることができた。

調査結果を一部挙げると、89%の企業・団体は基本法の名称を知っており（図－1）、75%の企業・団体は内容も含めて知っていたことから、地理空間情報を活用している企業・団体における基本法への関心が高いことがわかった。また、基盤地図情報について、70%の企業が既に利用した、もしくは利用を

検討したと回答しており、基盤地図情報による新産業・新サービスの創出に向けて、準備が進んでいることがうかがわれた。

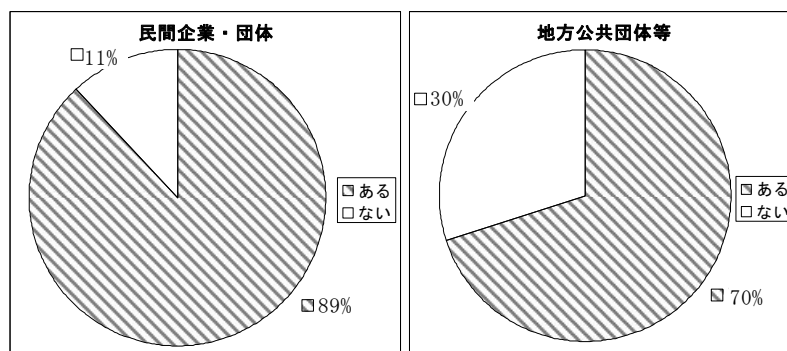


図-1 Q 『地理空間情報活用推進基本法』という法律名を、これまで見たり聞いたりしたことがありますか？」回答結果

3. 3 流通や公開されている地理空間情報の調査

地理空間情報の提供・流通についての実態を把握するため、国、地方公共団体及び民間の企業・団体より、紙媒体もしくは電磁的方法により流通もしくは公開されている地図及び空中写真を対象として、その記載項目や表現内容の調査を行った。

調査結果を一部挙げると、企業や団体により主題情報が配信されているインターネット上のウェブサイトについて、主要な10サイトのうち9サイトは、他の企業の地図配信サービスに主題情報を上乗せすることにより配信サービスを構築していた。その一方で、こうした主題情報の上乗せと公開を支援している地図配信サイトの中には、著作権等の知的財産権について主題情報作成者に不利になりかねない扱いを規約で提示しているケースが見られ、民間部門において、地理空間情報の提供・流通における知的財産権の取扱いに対する考え方がまだ成熟していないことがうかがわれた。

3. 4 主要国等における地理空間情報活用推進に関する実態調査

日本の基本法に相当する法的枠組みについて、米国では日本の基本法に該当する大統領令 12,906 及び行政管理局通達 A-16 に基づき、地理空間情報の活用推進が進められているのに対し、欧州ではこれまで法的な枠組みが存在しなかった。しかし、2007年5月に発効（2007年3月制定）したEUの「環境政策に関する空間データ基盤を構築するための一般的規則を定める指令（INSPIRE 指令）」により、EU加盟各国は同指令に応じた法律等の2009年5月までの施行を義務づけられることとなった。ドイツにおいては、各州においても INSPIRE 指令に対応した法制定をすることとなっており、バイエルン州では2008年8月1日にバイエルン地理空間データ基盤法が発効している。

4. まとめ

本調査により、地方公共団体・民間及び主要国における地理空間情報活用推進基本法、同基本計画及び基盤地図情報についての認知度や流通・公開されている地理空間情報に関しての実態状況が把握できた。

本調査の結果は、国と地方公共団体が連携した基盤地図情報の整備や、民間を含めた体制による地理空間情報の提供・流通における知的財産権等の取扱いに関するガイドライン策定など、基本計画に定められた施策を立案していくことに資することが期待される。また、今後は諸外国・地方公共団体を特定し、基盤地図情報等の基盤的な共通データの具体的な活用事例等の調査が必要になる。